

白糠町農業経営改善計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）

第12条、同法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第13条から第15条及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第5の規定に基づき、白糠町が行う農業経営改善計画の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(農業経営改善計画の認定申請)

第2条 農業経営改善計画の認定を申請できる者は、本町において農業経営を営む者又は営もうとする者とする。

2 組織経営体にあたっては、前項に定めるほか、法人格を有する者又は当該計画に法人化計画を含み既に法人化の手続を開始している者とする。

3 農業経営改善計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の申請書を町長に提出して行うものとする。

(農業経営改善計画の認定等)

第3条 町長は、申請書の内容が別記認定基準に適合すると認められるときは、必要に応じて、白糠町農業委員会、釧路丹頂農業協同組合営農部白糠営農課及び釧路農業改良普及センター釧路中西部支所と協議の上、これをおおむね30日以内に認定にするものとする。

2 町長は北海道知事及び農林水産大臣より、複数市町村にまたがる認定申請の意見聴取を求められた場合、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、北海道知事又は農林水産大臣に意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。

(農業経営改善計画の認定通知)

第4条 町長は、農業経営改善計画を認定したときは、別記様式第2号により申請者に通知するとともに、認定通知書の写しを付してその旨を、白糠町農業委員会、釧路丹頂農業協同組

営農部白糠営農課、釧路農業改良普及センター釧路中西部支所、北海道釧路総合振興局及び公益財団法人北海道農業公社釧路支所に連絡するものとする。また、北海道知事又は農林水産大臣から複数市町村にまたがる認定の連絡を受けたときは、白糠町農業委員会、釧路丹頂農業協同組合営農部白糠営農課、釧路農業改良普及センター釧路中西部支所にその旨を連絡するものとする。

2 町長は、認定要件に適合しないと判断したときには、申請者にその理由と協議結果の内容を添えて書面により通知するものとする。

(農業経営改善計画の変更等)

第5条 第3条の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、町長の認定を受けなければならない。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(認定農業者の責務)

第6条 認定期間を満了する認定農業者が新たな経営改善計画(以下「新計画」)で再認定を希望する場合は、期間を満了する経営改善計画の実践結果について、専門家からの助言等を受け、その達成状況について適切な分析と把握を行い、新計画を作成するよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年6月15日から施行する。

別記

農業経営改善計画認定基準

- 1 町長は、申請のあった農業経営改善計画が次の基準のすべてに適合する場合は、その計画を認定するものとする。
 - (1) 営農活動全体から得られる所得が白糠町農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）で設定した目標に適合するものであること。
 - (2) 経営改善の目標が、農業経営の現状、経営規模、生産方式等の計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の調達の実現性等を持つものであること。
 - (3) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、農地の集団化や農作業の効率化等に配慮しているものであること。
- 2 町長は、地域の担い手として育成を図る必要があり、基本構想の経営の指標に定められていない営農類型の経営であっても、目指している所得水準が基本構想における年間所得目標以上であれば、その計画を認定するものとする。